

国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程

	平成16年 4 月 1 日
	規程第 1 4 号
改正	平成17年11月14日規程第 5 5 号
	平成18年 3 月13日規程第 2 2 号
	平成19年 3 月23日規程第 1 0 号
	平成19年 7 月30日規程第 6 7 号
	平成19年12月12日規程第 7 6 号
	平成20年 3 月24日規程第 5 9 号
	平成20年 5 月14日規程第 7 4 号
	平成21年 3 月23日規程第 1 1 号
	平成21年 5 月29日規程第 6 9 号
	平成21年11月30日規程第 7 4 号
	平成22年 3 月24日規程第 6 号
	平成22年11月30日規程第 8 7 号
	平成23年 3 月 9 日規程第 7 号
	平成24年 3 月14日規程第 7 号
	平成25年11月27日規程第 2 5 号
	平成26年 3 月24日規程第 8 号
	平成26年12月 1 日規程第 5 9 号
	平成27年 3 月24日規程第 1 5 号
	平成28年 2 月 1 日規程第 4 号
	平成28年12月 1 日規程第 5 7 号
	平成29年 3 月 8 日規程第 8 号
	平成30年 1 月19日規程第 1 号
	平成30年 3 月22日規程第 1 3 号
	平成30年12月 7 日規程第 2 3 号
	令和 元年11月29日規程第103号
	令和 2 年 3 月11日規程第 9 号
	令和 2 年11月30日規程第 4 8 号
	令和 3 年11月25日規程第 2 6 号
	令和 4 年 3 月23日規程第 3 6 号
	令和 4 年 6 月 7 日規程第 4 8 号
	令和 4 年12月 1 日規程第 6 9 号
	令和 5 年 3 月20日規程第 1 4 号
	令和 5 年 6 月26日規程第 2 7 号
	令和 5 年12月 1 日規程第 3 3 号
	令和 6 年 3 月13日規程第 1 1 号
	令和 7 年 1 月31日規程第 3 号
	令和 7 年 3 月27日規程第 2 5 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則（平成16年規則第23号。以下「就業規則」という。）第33条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）に勤務する職員（国立大学法人鳴門教育大学年俸制適用職員給与規程（平成21年規程第77号）及び国立大学法人鳴門教育大学特定年俸制適用教員給与規程（令和2年規程第3号）の適用を受ける者を除く。以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は規定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、給与の支払に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

(1) 基本給は、本給とする。

(2) 諸手当は、扶養手当、役職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、附属幼稚園勤務手当、安全衛生管理手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給日)

第4条 本給、扶養手当、役職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、附属幼稚園勤務手当及び安全衛生管理手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給日（この項において、毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

3 通勤手当は、別に定める日に支給する。

第2章 本給

(本給の決定及び適用範囲)

第5条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職本給表 (一) (別記第 1)
- (2) 一般職本給表 (二) (別記第 2)
- (3) 教育職本給表 (一) (別記第 3)
- (4) 教育職本給表 (二) (別記第 4)
- (5) 教育職本給表 (三) (別記第 5)
- (6) 医療職本給表 (一) (別記第 6)
- (7) 医療職本給表 (二) (別記第 7)

3 前項に掲げる、各本給表の適用範囲は、次に定めるところによる。

- (1) 第 1 号の適用を受ける者 事務職員及び技術職員
- (2) 第 2 号の適用を受ける者 自動車運転手及び教務助手
- (3) 第 3 号の適用を受ける者 教授、准教授、講師、助教及び助手
- (4) 第 4 号の適用を受ける者 附属特別支援学校に勤務する校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭
- (5) 第 5 号の適用を受ける者 附属幼稚園、附属小学校及び附属中学校に勤務する校(園)長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭
- (6) 第 6 号の適用を受ける者 栄養士
- (7) 第 7 号の適用を受ける者 看護師

4 第 2 項第 1 号から第 7 号までの本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定めるものとする。

(初任給)

第 6 条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験及び能力、責任の度合等を考慮して、別に定めるものとする。

(昇格)

第 7 条 勤務成績が良好な職員で、第 5 条第 4 項に定める上位の職務の級に決定される基準を満たすに至った場合には、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させる場合、その者の本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定めるものとする。

(降格)

第 8 条 就業規則第 14 条又は第 14 条の 2 の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

(昇給)

第 9 条 職員の昇給は、毎年 1 月 1 日(学長が特に必要と認めた場合を除く。)に同日前 1 年間に於けるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55 歳(一般職本給表(二)の適用を受ける職員にあっては、57 歳)を超える職員の昇給については、前項の規定にかかわらず、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、別に定める基準に従い決定するものとする。

4 一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定

める職員（前項に掲げる職員を除く。）の昇給は、第2項の規定にかかわらずその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好な場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、別に定める基準に従い決定するものとする。

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

（特別昇給）

第10条 <削除>

（昇給等の時期）

第11条 <削除>

第3章 諸手当

（扶養手当）

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員に対しては支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

（1）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

（2）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

（3）満60歳以上の父母及び祖父母

（4）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（5）重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき13,000円、扶養親族たる父母等については一人につき6,500円（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員（以下「一般（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（役職手当）

第13条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員又は学長から特別に命を受けた職員のうち別に定める職員について、その特殊性に基づき支給する。

2 役職手当の月額は、その者の職責に応じて、次の各号に掲げる区分ごとに、区分を占める職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額の100分の25を超えない範囲内で別に定める額とする。

- (1) I 種
- (2) II 種
- (3) III 種
- (4) IV 種
- (5) V 種
- (6) VI 種
- (7) VII 種

3 前項第1号から第5号に掲げる区分に該当する職員及び第6号に掲げる区分に該当する職員のうち附属幼稚園教頭は、第19条から第20条までの規定は適用しない。

4 前項の規定にかかわらず、第2項の規定による額は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条第3項に規定する深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。

5 前3項に規定するもののほか、役職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（地域手当）

第14条 地域手当は、別に定める支給地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、本給、本給の調整額、扶養手当、役職手当及び教職調整額の月額の合計額に、別に定める支給地域に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（広域異動手当）

第14条の2 職員がその在勤する勤務部署を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務部署が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した勤務部署間の距離（異動等の日の前日に在勤していた勤務部署の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務部署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務部署との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務部署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務部署との間が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務部署との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、本給の調整額、扶養手当、役職手当及び教職調整額の月額の合計額に当該異動等に係る勤務部署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務部署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定によ

り更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となる時にあつては当該異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 国家公務員（特別職に属する者を含む。）であつた者、検察官であつた者、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員であつた者、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人の職員であつた者、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第141号）第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関係を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人の職員であつた者（以下「交流職員等」という。）から引き続き職員となつた者又は異動等に準ずるものとして別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたもののうち、任用の事情等を考慮して、第1項の規定による広域異動手当を支給される者との権衡上必要があると学長が認めた場合には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第14条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。（住居手当）

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）
 - (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があるとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額。

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 15,800 円
ト 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 18,700 円
チ 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 21,600 円
リ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 24,400 円
ヌ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 26,200 円
ル 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 28,000 円
ヲ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 29,800 円
ワ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600 円

- (3) 前項第 3 号に掲げる職員 別に定める区分に応じ、前 2 号に定める額（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第 1 号に定める額又は前号に定める額
- 3 勤務部署を異にする異動又は在勤する勤務部署の移転に伴い、所在する地域を異にすることとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は移転の直前の住居（異動又は移転の日以後に転居する場合には、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額」という。）が 20,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額の合計額が 20,000 円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、交流職員等から引き続き職員となった者のうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（職員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 第1項第1号又は第1項第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島に所在する勤務部署で通勤のため、当該島への交通に橋、トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（別に定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前3項の規定による額

6 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の別に定める日に支給する。

7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

9 前8項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（単身赴任手当）

第17条 勤務部署を異にする異動又は在勤する勤務部署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務部署に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して学長が指定する職員に限る。）その他権衡上必要があると認められるものとして学長が指定する職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務部署に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

3 交流職員等から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務部署に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴

任手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（特殊勤務手当）

第18条 著しく危険，不快，不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で，給与上特別の考慮を必要とし，かつ，その特殊性を本給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には，その勤務の特殊性に応じて次に掲げる特殊勤務手当を支給する。

- (1) 教員特殊業務手当
- (2) 教育実習等指導手当
- (3) 教育業務連絡指導手当
- (4) 職域接種実施手当
- (5) 連携教職課程担当手当

2 前項に規定するもののほか，支給される職員の範囲，支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（超過勤務手当）

第19条 国立大学法人鳴門教育大学に勤務する職員の勤務時間，休暇等に関する規程（平成16年規程第18号。以下「勤務時間等規程」という。）第3条に規定する正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には，正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（週休日における勤務を含む。）に対して，勤務1時間につき，第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額（以下「時間当たり給与額」という。）に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じて次に掲げる各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）である場合は，その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず，正規の勤務時間を超えて勤務した時間（週休日における勤務を含む。）と勤務時間等規程第14条の規定による休日（同規程第15条の規定により指定された代休日を含む。）において勤務した時間の合計時間（以下「超過勤務等合計時間」という。）が，1月に45時間（1年単位の変形労働時間制の適用を受ける職員にあっては42時間。以下この項及び次条第2項において同じ。）を超えた職員には，その45時間を超えて勤務した全ての時間に対して，勤務1時間につき，時間当たり給与額に「時間外・休日労働に関する協定」（以下「勤務時間外等協定」という。）で定める割合（その勤務が深夜である場合は，その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず，超過勤務等合計時間が，1月に60時間を超えた職員には，その60時間を超えて勤務した全ての時間に対して，勤務1時間につき，時間当たり給与額に100分の150（その勤務が深夜である場合は，その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 第1項の規定にかかわらず，超過勤務等合計時間が，毎年4月1日を起算日とする1年に360時間（1年単位の変形労働時間制の適用を受ける職員にあっては320時間。以下この項及び次条第4項において同じ。）を超えた職員には，その360時間を超えて勤務した全ての時間に対して，勤務1時間につき，時間当たり給与額に勤務時間外等協定で定める割合（その勤務が深夜である場合は，その割合に100分の25を加算し

た割合) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 5 前4項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(休日給)

第20条 勤務時間等規程第14条の規定による休日(同規程第15条の規定により指定された代休日を含む。)において、勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、超過勤務等合計時間が、1月に45時間を超えた職員には、その45時間を超えて勤務した全ての休日における勤務の時間に対して、勤務1時間につき、時間当たり給与額に勤務時間外等協定で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、超過勤務等合計時間が、1月に60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全ての休日における勤務の時間に対して、勤務1時間につき、時間当たり給与額に100分の150を乗じて得た額を休日給として支給する。

- 4 第1項の規定にかかわらず、超過勤務等合計時間が、毎年4月1日を起算日とする1年に360時間を超えた職員には、その360時間を超えて勤務した全ての休日における勤務の時間に対して、勤務1時間につき、時間当たり給与額に勤務時間外等協定で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

- 5 前4項の規定にかかわらず、休日において、勤務時間等規程第15条に規定する休日の代休日を指定した場合には、当該休日に係る休日給は支給しない。

- 6 前5項における「休日」には、これらの日に準ずるものとして学長が指定する日を含むものとする。

- 7 前6項に規定するもののほか、休日給の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(併給調整)

第20条の2 第27条に規定する教職調整額が支給される者に対して、第19条に規定する超過勤務手当又は第20条の規定する休日給を支給する場合にあっては、次の各号により併給調整する。

- (1) 第19条の規定により支給される1月あたりの額及び第20条の規定により支給される1月あたりの額の合計額(以下「超過勤務手当等月額」という。)が、その者に支給される教職調整額の月額以下の場合 超過勤務手当等月額は支給しない。

- (2) 超過勤務手当等月額が、その者に支給される教職調整額の月額を超える場合 超過勤務手当等月額からその者に支給される教職調整額を控除して得た額を超過勤務手当等月額として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第21条 第19条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給、本給の調整額、本給の月額に対する地域手当及び本給の月額に対する広域異動手当の月額の合計額を1箇月の平均所定労働時間で除して得た額とする。

(宿日直手当)

第22条 勤務時間等規程第9条に規定する宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務

- 1 回につき 4, 400 円を支給する。
- 2 前項の勤務は、第 19 条から第 20 条までの勤務には含まれないものとする。
(管理職員特別勤務手当)
- 第 23 条 第 13 条の規定に基づき役職手当の支給を受ける職員のうち管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第 12 条に規定する週休日又は同規程第 14 条に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（第 1 項の勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合にあってはその額に 100 分の 150 を乗じて得た額）とする。
- (1) 第 1 項に規定する場合 第 13 条第 1 項に規定する職務区分に応じ、同項の勤務 1 回につき、それぞれ次に定める額
- | | | |
|---|-----------|----------|
| イ | I 種適用職員 | 12,000 円 |
| ロ | II 種適用職員 | 10,000 円 |
| ハ | III 種適用職員 | 8,500 円 |
| ニ | IV 種適用職員 | 7,000 円 |
| ホ | V 種適用職員 | 6,000 円 |
| ヘ | VI 種適用職員 | 6,000 円 |
- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、それぞれ次に定める額
- | | | |
|---|-----------|---------|
| イ | I 種適用職員 | 6,000 円 |
| ロ | II 種適用職員 | 5,000 円 |
| ハ | III 種適用職員 | 4,300 円 |
| ニ | IV 種適用職員 | 3,500 円 |
| ホ | V 種適用職員 | 3,000 円 |
| ヘ | VI 種適用職員 | 3,000 円 |
- 4 次に掲げる場合には、第 2 項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、第 1 項の勤務とみなす。
- (1) 第 1 項の勤務をした後、引き続いて第 2 項の勤務をした場合
(2) 第 2 項の勤務をした後、引き続いて第 1 項の勤務をした場合
- 5 前 4 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(本給の調整額)
- 第 24 条 本給の調整額は、別に定める適用区分表に掲げる勤務箇所等に勤務する職員（その勤務箇所に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。）に支給する。
- 2 本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額（その額が本給月額 100 分の 4.5 を超えるときは、本給月額 100 分の 4.5 とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を

切り捨てた額とする。)にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(国立大学法人鳴門教育大学職員の育児休業等に関する規程(平成16年規程第19号。以下「育児休業等規程」という。)第16条による育児短時間勤務職員にあってはその額に国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年規程第18号)第27条の2により定められたその者の勤務時間を38.75時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。ただし、その額が本給の100分の25を超えるときは、本給の100分の25に相当する額(育児短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- 3 前2項に定めるもののほか、本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(初任給調整手当)

第25条 初任給調整手当は、教育職本給表の適用を受ける別に定める職員で、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有するものには月額51,600円を、採用の日から35年の期間、採用の日(採用後別に定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

- 2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(義務教育等教員特別手当)

第26条 附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校(以下「附属学校」という。)に勤務する校(園)長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭(以下「教諭等」という。)には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、20,200円を超えない範囲内で、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

- (1) 教育職本給表(三)の適用を受ける者のうち、附属小学校及び附属中学校に勤務する者 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が、職務の最高を超える本給月額を受ける職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高号給とする。以下同じ。)に対応する別記第8に掲げる額
(2) 教育職本給表(二)の適用を受ける者 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別記第9に掲げる額
(3) 教育職本給表(三)の適用を受ける者のうち、附属幼稚園に勤務する者 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別記第8に掲げる額に2分の1を乗じて得た額

(教職調整額)

第27条 附属学校に勤務する教諭等の勤務形態の特殊性を考慮して、教職調整額を支給する。

- 2 教職調整額は、教育職本給表(二)及び教育職本給表(三)の適用を受ける者のうち、その属する職務の級がその本給表の1級、2級又は特2級(附属幼稚園の教頭を除く。)である者に、その者の本給の100分の4に相当する額を支給する。
3 前2項に規定するもののほか、教職調整額の支給に関し必要な事項は別に定めるものとする。

(附属幼稚園勤務手当)

第27条の2 附属幼稚園に勤務する園長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭の教員の処遇改善のため，附属幼稚園勤務手当を支給する。

2 附属幼稚園勤務手当は，附属幼稚園に勤務する者のうち，教育職本給表（三）の適用を受ける者に，月額9，000円を支給する。

（安全衛生管理手当）

第28条 安全衛生管理手当は，労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づく産業医及び衛生管理者に支給する。

2 安全衛生管理手当の月額は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額とする。

（1）産業医 10，000円

（2）衛生管理者 2，000円

3 前項第1号の規定により安全衛生管理手当を受ける職員が，同項第2号に該当する場合には，第2号に係る手当は支給しない。

4 安全衛生管理手当の支給に関し必要な事項は学長がその都度定める。

（期末手当）

第29条 期末手当は，6月1日及び12月1日（以下この条及び国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成22年規程第87号）附則第2項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1箇月以内に退職し，若しくは解雇された職員（懲戒による解雇を除く。），又は死亡した職員に対して，それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。

2 期末手当の額は，それぞれ基準日現在（退職し，若しくは解雇され，又は死亡した日現在）において職員が受けるべき本給，本給の調整額，扶養手当及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（次の表（1）に定める職員にあつては，本給，本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（次の表（2）に定める職員にあつては，その額に本給に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額。）を加算した額。）（「期末手当基礎額」という。）を基礎として，100分の125（特定幹部職員（表（2）①に掲げる職員をいう）にあつては100分の105）を乗じて得た額に，基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて，次の表（3）に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

表（1）役職段階別加算率

① 一般職本給表適用者

本 給 表	職 員	加 算 率
一般職（一）	8級以上の職員	100分の20
	7級・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
一般職（二）	5級の職員	100分の10
	4級及び3級の職員（別に定める職員に限る。）	100分の5

② 教育職本給表適用者

本 給 表	職 員	加 算 率
教育職（一）	6級の職員	100分の20
	5級の職員	100分の15(学長が指定する職員にあっては100分の20)
	4級及び3級の職員	100分の10(学長が指定する職員にあっては100分の15)
	2級及び1級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
教育職（二） 教育職（三）	4級の職員	100分の15
	3級及び特2級の職員	100分の10
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5(別に定める職員にあっては100分の10)

③ 医療職本給表適用者

本 給 表	職 員	加 算 率
医療職（一）	6級以上の職員	100分の15
	5級の職員	100分の10
	4級・3級・2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
医療職（二）	6級以上の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級・2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5

表（2）管理職の地位にある職員の本給の割増率

① 一般職本給表適用者

職 務 の 級	役職手当の区分	割 増 率
一般職（一）10級・9級・8級・7級	役職手当支給細則第2条の区分Ⅰ種の職員	100分の25
	同上区分Ⅱ種の職員	100分の15

表（3）在職期間別支給割合

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の 60
3 箇月未満	100分の 30

- 3 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第49条の規定により懲戒解雇された場合
 - (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第27条の規定により解雇された場合（同規則第1号に該当して解雇した職員を除く。）
 - (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された職員（前2号に掲げる者を除く。）で、退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた場合
 - (4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた場合
- 4 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、国立大学法人に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 5 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 学長は、一時差止処分を行う場合に、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前6項の規定に関するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- （勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び国立大学法人鳴門教育

大学職員給与規程を改正する規程（平成２２年規程第８７号）附則第２項第５号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員に対して、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第４条第２項で定める日に支給する。

- ２ 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この項及び国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成２２年規程第８７号）附則第２項第５号において同じ。）において受けるべき本給、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（前条第２項の表（１）に定める職員にあっては、本給、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（同項の表（２）に定める職員にあっては、その額に本給に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額。）を加算した額。）（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前６箇月以内の期間における職員の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて学長が別に定める基準に従って定める成績率を乗じて得た額とする。この場合において、学長が支給する勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０５（特定幹部職員にあっては、１００分の１２５）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

在職期間	割合
６箇月	１００分の１００
５箇月１５日以上６箇月未満	１００分の９５
５箇月以上５箇月１５日未満	１００分の９０
４箇月１５日以上５箇月未満	１００分の８０
４箇月以上４箇月１５日未満	１００分の７０
３箇月１５日以上４箇月未満	１００分の６０
３箇月以上３箇月１５日未満	１００分の５０
２箇月１５日以上３箇月未満	１００分の４０
２箇月以上２箇月１５日未満	１００分の３０
１箇月１５日以上２箇月未満	１００分の２０
１箇月以上１箇月１５日未満	１００分の１５
１５日以上１箇月未満	１００分の１０
１５日未満	１００分の５
零	零

- ３ 前条第４項から第６項までの規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- ４ 前３項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第４章 給与の特例等

(休職者の給与)

- 第31条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第17条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところに従い、休業補償給付又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。
- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年（結核性疾病にあつては2年）に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、教職調整額及び期末手当（以下この項において、「本給等」という。）の100分の80を支給することができる。ただし、附属学校に勤務する教諭等が、結核性疾患のため長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。
- 3 職員が就業規則第17条第1項第2号による刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、本給等のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 就業規則第17条第1項第3号又は第4号による休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、本給等のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、第3号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、100分の100以内を支給することができる。
- 5 国立大学法人鳴門教育大学職員休職規程第4条第1号による休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、本給等のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 6 第2項から第5項までの規定による本給等の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
- 7 休職にされた職員には、他の規定に別段の定めがない限り、第1項から第5項までに定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 第2項、第4項及び第5項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第29条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第27条各号及び第28条第1項各号の規定により解雇され、又は死亡したときは、第29条第1項の規定により定める日に、同条各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。

(育児休業等の給与)

第32条 育児休業等規程により育児休業をする職員及び育児時間により勤務する職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、職員が育児休業規程により出生時育児休業中の就業の承認を受けて勤務する場合は、その勤務する1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を支給する。
- (2) 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
- イ 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員
- ロ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務し

た期間がある職員

(3) 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号給を調整することができる。

(4) 職員が育児時間により勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 育児休業等規程により育児短時間勤務をする職員の給与規程の適用については、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条	決定する	決定するものとし、その者の本給は、その者の受ける号給に応じた額に、育児休業等規程の規定により定められた勤務時間を38.75で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第36条第4項	第12条及び第13条	第27条の2第5項及び第13条（第27条の2第6項の規定の適用を受ける者については、当該項）
第16条第2項第2号	定める額。	定める額（年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数が、10回に満たない者については、常勤職員の職員に支給することとなる月額に100分の50を乗じて得た額）。
第19条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものが、当該職員が育児短時間勤務をしないものとした場合における正規の勤務時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする
第24条第2項	得た額とする	得た額に、算出率を乗じて得た額とする
第27条第2項	額を支給する	額に算出率を乗じて得た額を支給する
第29条第2	本給、本給の調整	本給、本給の調整額及び教職調整額の月額（以下「本給の月額」という。）を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額

項	額，扶養 手当及び 教職調整 額の月額	
第29 条第2 項，第 30条 第2項	本給，本 給の調整 額及び教 職調整額 の月額	本給の月額を算出率で除して得た額

3 前2項に規定するもののほか，育児休業等の給与に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（介護休業等の給与）

第33条 国立大学法人鳴門教育大学職員の介護休業等に関する規程により介護休業をする職員の給与については，その期間の勤務しない1時間について第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合には，その勤務しない1時間につき，第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 前2項に規定するもののほか，介護休業の給与に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（自己啓発等休業の給与）

第33条の2 国立大学法人鳴門教育大学職員の自己啓発等休業に関する規程（平成19年規程第65号。以下「自己啓発等休業規程」という。）により自己啓発等休業をする職員の給与については，次の各号に定めるとおりとする。

（1）自己啓発等休業をしている期間については，給与を支給しない。

（2）自己啓発等休業をしていた職員が職務に復帰した場合には，当該自己啓発等休業をした期間の2分の1に相当する期間（当該自己啓発等休業が職員としての職務に特に有用である場合にあっては当該自己啓発等休業をした期間）を引き続き勤務したものとみなして，別に定めるところにより，号給を調整することができる。

2 前項に規定するもののほか，自己啓発等休業の給与に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（給与の減額）

第34条 職員が勤務しないときは，その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き，その勤務しない時間につき，第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額の対象となる時間数は，その給与期間における欠勤の時間数，育児時間及び介護時間の時間数の合計とし，その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは，端数は切り捨てる。

（本給の半減）

第35条 前条の規程にかかわらず，職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同

じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

- 2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 雑則

（日割計算）

第36条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、本給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から勤務時間等規程第12条及び第13条の規定に基づく週休日の日数と同規程第14条及び第15条の規定に基づく休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 5 前4項の規定は、本給の調整額、役職手当、地域手当、広域異動手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、附属幼稚園勤務手当及び安全衛生管理手当の支給について準用する。

（端数計算）

第37条 第19条から第20条までの規程により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は休日給並びに第34条の規定による勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第38条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第6章 規程の実施

（実施に関し必要な事項）

第39条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（この規程により難い場合の措置）

第40条 特別の事情によりこの規程のよることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

（本給表）

第2条 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程第1条に規定する職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員（以下「承継職員」という。）の施行日における第5条第2項に規定する本給表は、行政職俸給表に

については一般職本給表とし、教育職俸給表については教育職本給表とし、医療職俸給表（二）については医療職本給表（一）とし、医療職俸給表（三）については医療職本給表（二）とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。

（本給）

第3条 前条の適用を受ける職員の施行日における本給については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、給与法及び人事院規則9－8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けていた号俸及び当該号俸を受けていた期間を基礎とし本給を決定する。

（昇給停止に関する経過措置）

第4条 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律第120号）附則第11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、第9条第3号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。

（調整手当の異動保障）

第5条 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の適用を受けていた職員の施行日における調整手当の支給については、第14条の規定にかかわらず、給与法第11条の7が適用された日から同条の適用があったものとして適用される支給割合を支給する。

（扶養手当等）

第6条 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第12条に規定する扶養手当、第15条に規定する住居手当、第16条に規定する通勤手当及び第17条に規定する単身赴任手当の支給については、別に支給要件等に異動がない限り、従前のとおりとする。

（休職者の給与）

第7条 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第23条に規定する休職者の給与の適用を受けていた職員の施行日における第31条に規定する休職者の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおりとする。

（育児休業等の給与）

第8条 承継職員のうち、施行日の前日において国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項の承認を受けて育児休業をしている職員の施行日における第32条に規定する育児休業等の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおりとする。ただし、その者が復職するまでの間は、給与を支給しない。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、第5条第2項に掲げる別記第1から別記第7までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における職務

の級及び号給については、その者が切替日の前日において属していた職務の級、号給及びその号給を受けていた期間に応じて、学長が別に定める。

- 3 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに本給表の適用を受ける職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。
- 6 平成22年3月31日までの間における第9条第2項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」と、「2号給」とあるのは「1号給」とする。
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(平成23年3月31日までの間における役職手当に関する経過措置)
- 2 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成18年規程第22号）附則第2項、第3項及び第4項の規定による本給を支給されている職員のうちその者の受ける本給月額と当該本給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える職員についてのこの規程による改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（以下「新給与規程」という。）第13条第5項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額」とあるのは、「職員の本給月額と国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成18年規程第22号）附則第2項、第3項及び第4項の規定による本給の額との合計額」とする。
(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)
- 3 平成20年3月31日までの間において、新給与規程第14条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
(広域異動手当に関する経過措置)
- 4 新給与規程第14条の2の規定は、平成16年4月2日から平成19年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務部署を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務部署が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 育児短時間勤務をしている職員の平成18年附則第3項及び第4項に規定する差額に相当する額は、切替日の前日においてその者が受けていた本給月額に国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年規程第18号）第27条の2の規定により定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年12月12日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日に在職する者について平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成19年度に支給される勤勉手当の総額は、第30条第2項の規定にかかわらず、6月1日を基準日とするものにあつては、100分の72.5（特定幹部職員にあつては、100分の92.5）、12月1日を基準日とするものにあつては100分の77.5（特定幹部職員にあつては、100分の97.5）とそれぞれ読み替える。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月14日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
（附則の改正（平成19年規程第67号附則第2項））
- 2 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成19年規程第67号）附則第2項中「40時間」とあるのは「38.75時間」とする。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
（平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当）
- 2 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の第29条第2項表（1）及び第30条第2項の適用については、第29条第2項表（1）中「100分の130」とあるのは「100分の125」と、第30条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の95」とする。
（附則の改正（平成18年規程第22号附則第3項））
- 3 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成18年規程第22号）附則第3項中「本給月額に」とあるのは「本給月額（平成21年12月1日において次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外である者（「減額改定対象職員」という。）にあつては、当該本給月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」とする。

本 給 表	職務の級	号 俸
一般職本給表（一）	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
一般職本給表（二）	1 級	1 号俸から 6 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
教育職本給表（一）	1 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 1 2 号俸まで
教育職本給表（二）	1 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 4 号俸まで
教育職本給表（三）	1 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	2 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 4 号俸まで
医療職本給表（一）	1 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで
医療職本給表（二）	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
	3 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 35 条の規定は、平成 23 年 1 月 1 日から、附則第 10 項の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（特定職員の給与の減額）

- 2 当分の間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第 35 条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条第 1 項の規定により半額を減ぜられた本給月額。以

下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額(当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下、この号及び次号において同じ。)に達しない場合(以下この項、附則第4項及び第5項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額(以下この項及び附則第4項において「本給月額減額基礎額」という。))

- (2) 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)
- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第29条第2項表(2)に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表(2)に規定する加算率を乗じて得た額(同項表(3)に定める職員(以下この号において「管理職員」という。)にあっては、その額に、本給月額に同項表(3)に規定する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(1)に規定する期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(4)に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第2項表(2)に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表(2)に規定する加算率を乗じて得た額(管理職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項表(3)に規定する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(1)に規定する期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(4)に規定する割合を乗じて得た額)
- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第30条第2項において準用する第29条第2項表(2)に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表(2)に規定する加算率を乗じて得た額(同項表(3)に定める職員(以下この号において「管理職員」という。)にあっては、その額に、本給月額に同項表(3)に規定する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第2項において準用する第29条第2項表(2)に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表(2)に規定する加算率を乗じて

得た額（管理職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項表（３）に規定する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第５項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第３０条第２項に規定する割合を乗じて得た額）

(6) 第３１条第１項から第５項又は第８項の規定により支給される給与

イ 第３１条第１項 前各号に定める額

ロ 第３１条第２項 第１号から第３号までに定める額に１００分の８０を乗じて得た額

ハ 第３１条第３項 第１号から第３号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第３１条第４項 第１号から第４号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第３１条第１項 第４号に定める額に１００分の８０を乗じて得た額（同条第４項又は第５項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

本給表	職務の級
一般職本給表（一）	６級
教育職本給表（一）	５級
教育職本給表（二）	４級
教育職本給表（三）	４級
医療職本給表（一）	６級
医療職本給表（二）	６級

３ 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

４ 附則第２項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第１５条から第２１条まで及び第３４条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、第２１条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額を合計額を１箇月の平均所定労働時間で除して得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額を１箇月の平均所定労働時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

５ 附則第２項の規定が適用される間、第３０条第２項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同条第１項に掲げる職員で附則第２項の規

定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定幹部職員にあっては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定幹部職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

- 6 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（附則の改正（平成18年規程第22号附則第3項））

- 7 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成18年規程第22号）附則第3項中「相当する額」の下に「（国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成22年規程第87号）附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」を加える。

（附則の改正（平成21年規程第74号附則第3項））

- 8 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成21年規程第74号）附則第3項中「平成21年12月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「100分の99.76を乗じて得た額とし、」とあるのは「100分の99.59を乗じて得た額とし、減額改定職員以外の職員にあっては、当該本給月額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それぞれ」とする。

（平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当）

- 9 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の第29条第2項表（1）及び第30条第2項の適用については、第29条第2項表（1）中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、第30条第2項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。

（平成23年4月1日における号給の調整）

- 10 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（属する職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第9条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（附則の改正（平成18年規程第22号附則第3項））

- 2 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成18年規程第22号）附則第3項中「職員には、」の下に「平成26年3月31日までの間、」を加える。

（附則の改正（平成22年規程第87号附則第8項））

- 3 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成22年規程第87号）

附則第8項中「100分の99.59」とあるのは「100分の99.1」と、「100分の99.83」とあるのは「100分の99.34」とする。

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号給の調整)

- 4 平成24年4月1日において、前2項の規定による改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程(平成18年規程第22号)附則第3項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において、属する職務の級における最高の号給を受ける職員(以下この項において「除外職員」という。))を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第9条の規定による昇給その他号給の決定状況(以下、この項において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要のあるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号給は、この号の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。
- 5 平成25年4月1日において、第2項及び第3項の規定による改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程(平成18年規程第22号)附則第3項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要のあるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号給は、この号の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。
- 6 平成26年4月1日において、第2項及び第3項の規定による改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程(平成18年規程第22号)附則第3項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要のあるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号給は、この号の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。
- 7 第32条第2項に規定する育児短時間勤務をする職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額、当該号給に応じた額に、国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年規程第18号。以下「勤務時間等規程」という。)第27条の2の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等規程第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの規程の適用を受ける者について、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

- 3 平成27年3月31日までの間における第9条第2項の規定の適用については、同項の規定中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。

(平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 4 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第30条第2項の適用については、「100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）」とあるのは「100分の82.5（特定幹部職員にあっては、100分の102.5）」とする。

(雑則)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(附則の改正（平成18年規程第22号附則第3項）)

- 2 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成22年規程第87号）（以下「平成22年附則」という。）附則第2項中「当分の間」とあるのは「平成30年3月31日までの間」とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び学長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(本給月額の変更に伴う経過措置)

- 4 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの（学長が別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年附則第2項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。
- 5 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）

について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

- 6 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

- 7 第4項から第6項までの規定による本給を支給される職員に関する第29条第2項及び第30条第2項（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに平成22年附則第2項第2号から第5号までの規定の適用については、給与規程第29条第2項及び第30条第2項中「本給月額」とあるのは「本給月額と国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成27年規程第15号）附則第4項から第6項までの規定による本給の額との合計額」とする。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

- 8 切替日から平成30年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で学長が定める額」とする。

（広域異動手当に関する特例）

- 9 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務部署を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務部署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

- 10 切替日前に職員がその在勤する勤務部署を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務部署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

（雑則）

- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの規程の適用を受ける者について、平成27年4月1日から適用する。

（平成27年6月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 2 平成27年6月に支給する勤勉手当に関する改正後の第30条第2項の適用については、「100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」とあるのは「100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）」とする。

（平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 3 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第30条第2項の適用については、「100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」とあるのは

「１００分の８５（特定幹部職員にあつては、１００分の１０５）」とする。

（給与の内払）

- ４ 改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

- ５ 附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- １ この規程は、平成２８年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの規程の適用を受ける者について、平成２８年４月１日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）第３３条第２項の規定 平成２９年１月１日

（２）第１２条各項の規定 平成２９年４月１日

（扶養手当に関する特例）

- ２ 施行日から平成３２年３月３１日までの間における第１２条第３項の規定の適用後の扶養手当の月額については、扶養親族、職務の級、年度に応じて下表のとおりとする。

（円）

		平成29年度	平成30年度	平成31年度
配偶者	一般（一）9級 以上職員等	10,000	6,500	3,500
	一般（一）8級 職員等	10,000	6,500	3,500
	上記以外	10,000	6,500	6,500
子		8,000 (10,000)	10,000 (10,000)	10,000 (10,000)
父母等	一般（一）9級 以上職員等	6,500 (9,000)	6,500 (6,500)	3,500 (3,500)
	一般（一）8級 職員等	6,500 (9,000)	6,500 (6,500)	3,500 (3,500)
	上記以外	6,500 (9,000)	6,500 (6,500)	6,500 (6,500)

※（ ）は配偶者がいない場合

（平成２８年６月に支給する勤勉手当に関する特例）

- ３ 平成２８年６月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については、「１００分の８５（特定幹部職員にあつては、１００分の１０５）」とあるのは「１００分の８０（特定幹部職員にあつては、１００分の１００）」とする。

（平成２８年１２月に支給する勤勉手当に関する特例）

- ４ 平成２８年１２月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については、「１００分の８５（特定幹部職員にあつては、１００分の１０５）」とあるのは

「１００分の９０（特定幹部職員にあつては、１００分の１１０）」とする。

（給与の内払）

- 5 改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

- 6 附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成３０年２月１日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの規程の適用を受ける者について、平成２９年４月１日から適用する。

（平成２９年６月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 2 平成２９年６月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については、「１００分の９０（特定幹部職員にあつては、１００分の１１０）」とあるのは「１００分の８５（特定幹部職員にあつては、１００分の１０５）」とする。

（平成２９年１２月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 3 平成２９年１２月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については、「１００分の９０（特定幹部職員にあつては、１００分の１１０）」とあるのは「１００分の９５（特定幹部職員にあつては、１００分の１１５）」とする。

（給与の内払）

- 4 この規程の改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（平成３０年４月１日における号俸の調整）

- 5 平成３０年４月１日において３７歳に満たない職員（属する職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、平成２７年１月１日において第９条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が定める職員の平成３０年４月１日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

（雑則）

- 6 附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成３０年１２月７日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの規程の適用を受ける者について、平成３０年４月１日から適用する。

（平成３０年６月に支給する期末手当に関する特例）

- 2 平成３０年６月に支給する期末手当に関する改正後の第２９条第２項の適用については、「１００分の１３０（特定幹部職員にあつては、１００分の１１０）」とあるのは

「１００分の１２２．５（特定幹部職員にあっては，１００分の１０２．５）」とする。
（平成３０年１２月に支給する期末手当に関する特例）

- ３ 平成３０年１２月に支給する期末手当に関する改正後の第２９条第２項の適用については，「１００分の１３０（特定幹部職員にあっては，１００分の１１０）」とあるのは「１００分の１３７．５（特定幹部職員にあっては，１００分の１１７．５）」とする。

（平成３０年６月に支給する勤勉手当に関する特例）

- ４ 平成３０年６月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については，「１００分の９２．５（特定幹部職員にあっては，１００分の１１２．５）」とあるのは「１００分の９０（特定幹部職員にあっては，１００分の１１０）」とする。

（平成３０年１２月に支給する勤勉手当に関する特例）

- ５ 平成３０年１２月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については，「１００分の９２．５（特定幹部職員にあっては，１００分の１１２．５）」とあるのは「１００分の９５（特定幹部職員にあっては，１００分の１１５）」とする。

（給与の内払）

- ６ 改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては，改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は，改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

- ７ 附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

- １ この規程は，令和元年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行し，施行日にこの規程の適用を受ける者について，平成３１年４月１日から適用する。ただし，改正後の第１５条の規定及び附則第２項の規定は，令和２年４月１日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

- ２ 令和２年４月１日の前日において前項の規定による改正前の第１５条の規定により支給されていた住居手当の月額が２，０００円を超える職員であって，令和２年４月１日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け，家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち，次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める職員を除く。）に対しては，令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間，前項の規定による改正後の第１５条の規定にかかわらず，当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には，当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第２号において「旧手当額」という。）から２，０００円を控除した額の住居手当を支給する。

（１）前項の規定による改正後の第１５条第１項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

（２）旧手当額から前項の規定による改正後の第１５条第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が２，０００円を超えることとなる職員

（令和元年６月に支給する勤勉手当に関する特例）

- ３ 令和元年６月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については，「１００分の９５（特定幹部職員にあっては，１００分の１１５）」とあるのは「１

00分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）」とする。

（令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 4 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第30条第2項の適用については、「100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）」とあるのは「100分の97.5（特定幹部職員にあつては、100分の117.5）」とする。

（給与の内払）

- 5 改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

- 2 令和2年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第29条第2項の適用については、「100分の127.5（特定幹部職員にあつては、100分の107.5）」とあるのは「100分の125（特定幹部職員にあつては、100分の105）」とする。

附 則

この規程は、令和3年11月25日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの規程の適用を受ける者について、令和3年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年12月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの規程の適用を受ける者について、令和4年4月1日から適用する。

（令和4年6月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 2 令和4年6月に支給する勤勉手当に関する改正後の第30条第2項の適用については、「100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）」とあるのは「100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）」とする。

（令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 3 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第30条第2項の適用については、「100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）」とあるのは「100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）」とする。

（給与の内払）

- 4 改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員の本給は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 任期を定めて雇用される職員
 - (2) 教授、准教授、講師、助教及び助手
 - (3) 就業規則第14条の4の規定により就業規則第14条の2第1項に規定する異動期間（就業規則第14条の4の規定により延長された期間を含む。）を延長された就業規則第14条の4第1項に規定する管理監督職に就いている職員
- 4 就業規則第14条の2による管理監督職以外の職への降任をされた職員であって、当該管理監督職以外の職への降任をされた日（以下、この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける本給月額（以下この項において「特定日本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員（学長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。
- 5 前項の規定による本給の額と当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額と当該職員の受ける本給月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であって同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける本給月額のほか、学長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による本給を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、採用、異動等の事情を考慮して当該本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける本給月額のほか、学長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。

- 8 附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第24条第2項の規定の適用については、当分の間、「別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額」とあるのは「別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。
- 9 附則第2項から第7項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による本給月額、附則第4項の規定による本給その他附則第2項から第7項までの規定の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。
- 10 育児短時間勤務職員に対する附則第2項、第6項及び第7項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。

第2項	）とする。	）に、国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年規程第18号）第27条の規定により定められたその者の1週間の勤務時間を38.75時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
-----	-------	---

附 則

この規程は、令和5年6月26日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年12月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの規程の適用を受ける者について、令和5年4月1日から適用する。
（令和5年6月に支給する期末手当に関する特例）
- 2 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の第29条第2項の適用については、「100分の122.5（特定幹部職員にあつては、100分の102.5）」とあるのは「100分の120（特定幹部職員にあつては、100分の100）」とする。
（令和5年12月に支給する期末手当に関する特例）
- 3 令和5年12月に支給する期末手当に関する改正後の第29条第2項の適用については、「100分の122.5（特定幹部職員にあつては、100分の102.5）」とあるのは「100分の125（特定幹部職員にあつては、100分の105）」とする。
（令和5年6月に支給する勤勉手当に関する特例）
- 4 令和5年6月に支給する勤勉手当に関する改正後の第30条第2項の適用については、「100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）」とあるのは「100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）」とする。
（令和5年12月に支給する勤勉手当に関する特例）
- 5 令和5年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第30条第2項の適用については、「100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）」とあるのは「100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）」とする。
（給与の内払）
- 6 改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、

改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年3月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を一部改正する規程(令和5年規程第33号)附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び附属幼稚園勤務手当の月額、当該職員に適用される当該手当の額に、それぞれ100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする。

附 則

- 1 この規程は、令和7年1月31日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日にこの規程の適用を受ける者について、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年6月に支給する期末手当に関する特例)

- 2 令和6年6月に支給する期末手当に関する改正後の第29条第2項の適用については、「100分の125(特定幹部職員にあっては、100分の105)」とあるのは「100分の122.5(特定幹部職員にあっては、100分の102.5)」とする。

(令和6年12月に支給する期末手当に関する特例)

- 3 令和6年12月に支給する期末手当に関する改正後の第29条第2項の適用については、「100分の125(特定幹部職員にあっては、100分の105)」とあるのは「100分の127.5(特定幹部職員にあっては、100分の107.5)」とする。

(令和6年6月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 4 令和6年6月に支給する勤勉手当に関する改正後の第30条第2項の適用については、「100分の105(特定幹部職員にあっては、100分の125)」とあるのは「100分の102.5(特定幹部職員にあっては、100分の122.5)」とする。

(令和6年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 5 令和6年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第30条第2項の適用については、「100分の105(特定幹部職員にあっては、100分の125)」とあるのは「100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)」とする。

(給与の内払)

- 6 改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において第5条に定める別記第1から別表第7までの本給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が次の各号に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて別に定める号給とする。

- (1) 一般職本給表（一）3級以上
- (2) 一般職本給表（二）1級以上（2級を除く。）
- (3) 教育職本給表（一）3級以上
- (4) 教育職本給表（二）特2級以上
- (5) 教育職本給表（三）特2級以上
- (6) 医療職本給表（一）3級以上
- (7) 医療職本給表（二）3級以上

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び別に定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第12条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する職員に対しては」と、同条第2項中「(5)重度心身障害者」とあるのは「(5)重度心身障害者 (6)配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（雑則）

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別記第1 一般職本給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				

別記第1 一般職本給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								

別記第2 一般職本給表 (二)

(単位：円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	

別記第2 一般職本給表 (二)

(単位:円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		
99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		
121		274,100	310,300		
122		274,300	310,600		
123		274,600	310,900		
124		274,900	311,100		
125		275,100	311,300		
126		275,300	311,600		
127		275,600	311,900		
128		275,900	312,100		
129		276,100	312,300		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

別記第3 教育職本給表（一）

（単位：円）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	217, 800	261, 400	<u>340, 300</u>	<u>393, 600</u>	<u>466, 000</u>	<u>563, 800</u>
2	220, 300	263, 600	<u>341, 900</u>	<u>395, 300</u>	<u>474, 200</u>	<u>571, 100</u>
3	222, 700	265, 700	<u>343, 500</u>	<u>396, 700</u>	<u>482, 600</u>	<u>577, 100</u>
4	225, 100	267, 600	<u>345, 000</u>	<u>398, 000</u>	<u>490, 800</u>	<u>582, 100</u>
5	227, 500	269, 400	<u>346, 500</u>	<u>399, 200</u>	<u>498, 700</u>	<u>586, 100</u>
6	229, 900	270, 900	<u>348, 100</u>	<u>400, 200</u>	<u>506, 200</u>	<u>589, 100</u>
7	232, 400	272, 400	<u>349, 700</u>	<u>401, 200</u>	<u>513, 500</u>	<u>591, 400</u>
8	234, 800	273, 900	<u>351, 300</u>	<u>402, 200</u>	<u>520, 500</u>	<u>593, 400</u>
9	237, 200	275, 700	<u>352, 700</u>	<u>403, 100</u>	<u>526, 900</u>	
10	239, 000	277, 700	<u>354, 700</u>	<u>404, 200</u>	<u>532, 300</u>	
11	240, 800	279, 700	<u>356, 700</u>	<u>405, 300</u>	<u>537, 100</u>	
12	242, 600	281, 700	<u>358, 700</u>	<u>406, 400</u>	<u>541, 500</u>	
13	244, 300	283, 700	<u>360, 500</u>	<u>407, 500</u>	<u>544, 700</u>	
14	245, 900	285, 900	<u>362, 100</u>	<u>408, 600</u>	<u>547, 600</u>	
15	247, 500	288, 000	<u>363, 700</u>	<u>409, 700</u>	<u>550, 400</u>	
16	249, 000	290, 100	<u>365, 300</u>	<u>410, 800</u>	<u>552, 800</u>	
17	250, 500	292, 000	<u>366, 600</u>	<u>411, 900</u>	<u>554, 800</u>	
18	251, 900	294, 700	<u>368, 100</u>	<u>413, 000</u>		
19	253, 200	297, 400	<u>369, 500</u>	<u>414, 100</u>		
20	254, 600	300, 000	<u>370, 800</u>	<u>415, 300</u>		
21	255, 900	302, 600	<u>372, 100</u>	<u>416, 300</u>		
22	257, 400	305, 000	<u>373, 300</u>	<u>417, 400</u>		
23	258, 900	307, 400	<u>374, 500</u>	<u>418, 500</u>		
24	260, 400	309, 600	<u>375, 600</u>	<u>419, 700</u>		
25	261, 900	311, 800	<u>376, 700</u>	<u>420, 600</u>		
26	263, 600	313, 800	<u>378, 100</u>	<u>421, 700</u>		
27	265, 300	315, 800	<u>379, 400</u>	<u>422, 800</u>		
28	267, 000	317, 800	<u>380, 700</u>	<u>423, 800</u>		
29	268, 600	319, 800	<u>382, 000</u>	<u>424, 800</u>		
30	270, 500	321, 700	<u>383, 300</u>	<u>425, 900</u>		
31	272, 400	323, 600	<u>384, 600</u>	<u>427, 000</u>		
32	274, 300	325, 500	<u>385, 900</u>	<u>428, 100</u>		
33	276, 100	327, 300	<u>387, 200</u>	<u>429, 100</u>		
34	277, 300	329, 200	<u>388, 400</u>	<u>430, 300</u>		
35	278, 500	331, 100	<u>389, 600</u>	<u>431, 500</u>		
36	279, 600	333, 000	<u>390, 700</u>	<u>432, 700</u>		
37	280, 600	334, 700	<u>391, 800</u>	<u>433, 400</u>		
38	281, 600	335, 900	<u>393, 000</u>	<u>434, 300</u>		
39	282, 600	337, 000	<u>394, 100</u>	<u>435, 200</u>		
40	283, 600	338, 100	<u>395, 200</u>	<u>436, 000</u>		
41	284, 600	338, 700	<u>396, 300</u>	<u>436, 800</u>		
42	285, 700	339, 100	<u>397, 500</u>	<u>437, 700</u>		
43	286, 800	339, 500	<u>398, 700</u>	<u>438, 600</u>		
44	287, 700	339, 900	<u>399, 800</u>	<u>439, 400</u>		
45	288, 600	340, 500	<u>400, 800</u>	<u>440, 100</u>		
46	289, 600	341, 000	<u>401, 800</u>	<u>441, 000</u>		
47	290, 600	341, 500	<u>402, 800</u>	<u>442, 000</u>		
48	291, 500	341, 900	<u>403, 700</u>	<u>442, 900</u>		
49	292, 400	342, 300	<u>404, 900</u>	<u>443, 800</u>		
50	292, 900	342, 700	<u>406, 300</u>	<u>444, 700</u>		
51	293, 300	343, 100	<u>407, 700</u>	<u>445, 700</u>		
52	293, 900	343, 500	<u>409, 100</u>	<u>446, 600</u>		
53	294, 300	343, 900	<u>409, 900</u>	<u>447, 600</u>		
54	294, 700	344, 300	<u>410, 900</u>	<u>448, 600</u>		
55	295, 000	344, 700	<u>411, 900</u>	<u>449, 500</u>		
56	295, 400	345, 100	<u>413, 000</u>	<u>450, 500</u>		

別記第3 教育職本給表（一）

（単位：円）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
57	295,800	345,500	<u>413,900</u>	<u>451,400</u>		
58	296,300	345,900	<u>414,700</u>	<u>452,300</u>		
59	296,800	346,300	<u>415,500</u>	<u>453,200</u>		
60	297,200	346,700	<u>416,200</u>	<u>454,200</u>		
61	297,600	347,100	<u>416,900</u>	<u>455,000</u>		
62	298,000	347,500	<u>417,800</u>	<u>455,400</u>		
63	298,400	347,900	<u>418,600</u>	<u>456,000</u>		
64	298,800	348,300	<u>419,200</u>	<u>456,600</u>		
65	299,200	348,700	<u>419,800</u>	<u>457,300</u>		
66	299,600	349,100	<u>420,300</u>	<u>458,000</u>		
67	300,000	349,500	<u>420,700</u>	<u>458,300</u>		
68	300,400	349,900	<u>421,100</u>	<u>458,900</u>		
69	300,800	350,300	<u>421,400</u>	<u>459,300</u>		
70	301,200	350,800	<u>421,800</u>	<u>459,700</u>		
71	301,600	351,200	<u>422,100</u>	<u>460,100</u>		
72	302,000	351,600	<u>422,500</u>	<u>460,400</u>		
73	302,400	351,900	<u>422,800</u>	<u>460,700</u>		
74	302,800	352,400	<u>423,200</u>	<u>461,100</u>		
75	303,200	352,800	<u>423,600</u>	<u>461,500</u>		
76	303,600	353,200	<u>424,000</u>	<u>461,800</u>		
77	303,900	353,600	<u>424,300</u>	<u>462,100</u>		
78	304,300	354,100	<u>424,600</u>	<u>462,500</u>		
79	304,700	354,600	<u>425,000</u>	<u>462,800</u>		
80	305,100	355,100	<u>425,300</u>	<u>463,100</u>		
81	305,400	355,600	<u>425,600</u>	<u>463,400</u>		
82	305,800	356,300	<u>426,000</u>	<u>463,800</u>		
83	306,200	357,000	<u>426,300</u>	<u>464,100</u>		
84	306,600	357,700	<u>426,600</u>	<u>464,400</u>		
85	306,900	358,300	<u>426,900</u>	<u>464,700</u>		
86	307,300	358,900	<u>427,200</u>			
87	307,700	359,500	<u>427,500</u>			
88	308,100	360,100	<u>427,800</u>			
89	308,500	360,600	<u>428,100</u>			
90	308,900	361,000	<u>428,400</u>			
91	309,300	361,400	<u>428,700</u>			
92	309,700	361,800	<u>429,000</u>			
93	310,100	362,200	<u>429,300</u>			
94	310,600	362,600	<u>429,600</u>			
95	311,100	363,100	<u>429,900</u>			
96	311,500	363,500	<u>430,200</u>			
97	311,900	364,100	<u>430,500</u>			
98	312,400	364,600	<u>430,800</u>			
99	312,900	365,000	<u>431,100</u>			
100	313,500	365,500	<u>431,400</u>			
101	313,800	365,900	<u>431,700</u>			
102	314,100	366,400	<u>432,000</u>			
103	314,400	366,700	<u>432,300</u>			
104	314,700	367,100	<u>432,600</u>			
105	315,000	367,600	<u>432,800</u>			
106	315,300	368,000				
107	315,600	368,500				
108	315,800	369,000				
109	316,100	369,400				
110	316,400	369,900				
111	316,800	370,300				
112	317,200	370,700				

別記第3 教育職本給表（一）

（単位：円）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
113	317,500	371,100				
114	317,900	371,500				
115	318,200	371,900				
116	318,500	372,300				
117	318,700	372,700				
118	319,000	373,100				
119	319,400	373,500				
120	319,800	373,900				
121	320,000	374,200				
122	320,300	374,600				
123	320,600	375,100				
124	321,000	375,400				
125	321,200	375,800				
126	321,400	376,300				
127	321,700	376,800				
128	322,000	377,200				
129	322,200	377,600				
130	322,500	378,100				
131	322,900	378,600				
132	323,100	379,100				
133	323,300	379,600				
134	323,600	380,100				
135	324,000	380,600				
136	324,200	381,100				
137	324,400	381,600				
138	324,600	382,100				
139	324,800	382,600				
140	325,100	383,100				
141	325,500	383,600				
142	325,800					
143	326,100					
144	326,400					
145	326,800					
146	327,100					
147	327,300					
148	327,600					
149	328,000					
150	328,300					
151	328,600					
152	328,800					
153	329,100					
154	329,400					
155	329,700					
156	330,000					
157	330,200					

（一）この表は、教授、助教授、講師、助手及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。

別記第4 教育職本給表（二）

（単位：円）

職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	199,900	246,300	<u>319,700</u>	<u>376,800</u>	<u>451,900</u>
2	202,200	247,800	<u>321,500</u>	<u>378,300</u>	<u>453,700</u>
3	204,500	249,200	<u>323,300</u>	<u>379,700</u>	<u>455,500</u>
4	206,700	250,600	<u>325,000</u>	<u>381,100</u>	<u>457,300</u>
5	208,900	252,000	<u>326,600</u>	<u>382,500</u>	<u>458,900</u>
6	211,200	253,200	<u>328,500</u>	<u>384,000</u>	<u>460,600</u>
7	213,400	254,400	<u>330,400</u>	<u>385,500</u>	<u>462,500</u>
8	215,600	255,600	<u>332,300</u>	<u>386,900</u>	<u>464,200</u>
9	217,800	257,000	<u>334,100</u>	<u>388,200</u>	<u>465,900</u>
10	220,000	258,200	<u>336,100</u>	<u>389,700</u>	<u>467,500</u>
11	222,200	259,500	<u>337,900</u>	<u>391,200</u>	<u>469,000</u>
12	224,400	260,800	<u>339,700</u>	<u>392,700</u>	<u>470,500</u>
13	226,600	262,100	<u>341,400</u>	<u>394,100</u>	<u>472,000</u>
14	228,700	264,000	<u>343,100</u>	<u>395,600</u>	<u>473,300</u>
15	230,800	265,800	<u>344,700</u>	<u>397,100</u>	<u>474,600</u>
16	232,900	267,600	<u>346,300</u>	<u>398,600</u>	<u>475,900</u>
17	235,000	269,300	<u>347,900</u>	<u>400,000</u>	<u>477,100</u>
18	236,800	271,500	<u>349,200</u>	<u>401,600</u>	<u>477,800</u>
19	238,500	273,700	<u>350,400</u>	<u>403,200</u>	<u>478,500</u>
20	240,200	275,900	<u>351,600</u>	<u>404,700</u>	<u>479,200</u>
21	241,900	278,100	<u>352,900</u>	<u>405,900</u>	<u>479,800</u>
22	243,200	280,300	<u>354,500</u>	<u>407,300</u>	
23	244,500	282,500	<u>356,100</u>	<u>408,700</u>	
24	245,800	284,600	<u>357,600</u>	<u>410,000</u>	
25	247,000	286,600	<u>359,100</u>	<u>411,600</u>	
26	248,200	288,500	<u>360,700</u>	<u>413,000</u>	
27	249,400	290,400	<u>362,300</u>	<u>414,300</u>	
28	250,600	292,200	<u>363,800</u>	<u>415,700</u>	
29	251,700	294,000	<u>365,300</u>	<u>417,100</u>	
30	252,900	295,900	<u>366,900</u>	<u>418,400</u>	
31	254,100	297,700	<u>368,500</u>	<u>419,900</u>	
32	255,300	299,400	<u>370,000</u>	<u>421,400</u>	
33	256,400	301,100	<u>371,500</u>	<u>423,000</u>	
34	257,700	302,900	<u>373,100</u>	<u>424,400</u>	
35	259,000	304,600	<u>374,700</u>	<u>426,000</u>	
36	260,300	306,200	<u>376,200</u>	<u>427,500</u>	
37	261,700	307,800	<u>377,700</u>	<u>429,200</u>	
38	263,100	309,500	<u>379,200</u>	<u>430,700</u>	
39	264,400	311,300	<u>380,700</u>	<u>432,300</u>	
40	265,700	313,000	<u>382,100</u>	<u>433,900</u>	
41	267,000	314,300	<u>383,500</u>	<u>435,400</u>	
42	268,000	316,200	<u>385,000</u>	<u>436,900</u>	
43	269,000	318,000	<u>386,400</u>	<u>438,100</u>	
44	269,900	319,700	<u>387,800</u>	<u>439,300</u>	
45	270,600	321,400	<u>389,300</u>	<u>440,500</u>	
46	271,400	323,300	<u>390,900</u>	<u>441,800</u>	
47	272,200	325,000	<u>392,500</u>	<u>443,000</u>	
48	273,000	326,700	<u>393,900</u>	<u>444,200</u>	
49	273,800	328,400	<u>395,100</u>	<u>445,300</u>	
50	274,600	330,200	<u>396,500</u>	<u>446,500</u>	
51	275,300	332,000	<u>397,900</u>	<u>447,700</u>	
52	276,100	333,700	<u>399,200</u>	<u>448,900</u>	
53	276,900	335,400	<u>400,400</u>	<u>450,100</u>	
54	277,700	336,700	<u>401,600</u>	<u>451,300</u>	
55	278,500	338,000	<u>402,900</u>	<u>452,500</u>	
56	279,300	339,300	<u>404,200</u>	<u>453,700</u>	

別記第4 教育職本給表（二）

（単位：円）

職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
57	280,000	340,800	<u>405,500</u>	<u>454,800</u>	
58	280,600	342,400	<u>406,800</u>	<u>455,400</u>	
59	281,400	343,900	<u>408,200</u>	<u>455,900</u>	
60	282,300	345,500	<u>409,400</u>	<u>456,400</u>	
61	283,100	347,000	<u>410,600</u>	<u>456,900</u>	
62	283,700	348,600	<u>412,000</u>		
63	284,500	350,200	<u>413,400</u>		
64	285,200	351,700	<u>414,700</u>		
65	286,200	353,200	<u>415,900</u>		
66	287,000	354,800	<u>417,100</u>		
67	287,800	356,400	<u>418,400</u>		
68	288,500	357,900	<u>419,800</u>		
69	289,200	359,400	<u>421,100</u>		
70	290,000	361,000	<u>422,300</u>		
71	290,800	362,600	<u>423,300</u>		
72	291,500	364,100	<u>424,500</u>		
73	292,200	365,600	<u>425,700</u>		
74	292,900	367,200	<u>426,800</u>		
75	293,600	368,800	<u>428,000</u>		
76	294,200	370,300	<u>429,000</u>		
77	294,800	371,800	<u>430,100</u>		
78	295,500	373,200	<u>431,100</u>		
79	296,200	374,600	<u>432,100</u>		
80	296,800	375,900	<u>433,100</u>		
81	297,400	377,200	<u>434,000</u>		
82	298,100	378,600	<u>434,800</u>		
83	298,800	380,000	<u>435,600</u>		
84	299,500	381,300	<u>436,400</u>		
85	300,200	382,400	<u>437,100</u>		
86	301,000	383,800	<u>437,500</u>		
87	301,700	385,100	<u>437,900</u>		
88	302,400	386,400	<u>438,300</u>		
89	303,100	387,600	<u>438,700</u>		
90	304,000	388,900	<u>439,000</u>		
91	304,800	390,000	<u>439,300</u>		
92	305,600	391,200	<u>439,500</u>		
93	306,100	392,400	<u>439,800</u>		
94	306,900	393,500	<u>440,100</u>		
95	307,700	394,700	<u>440,400</u>		
96	308,500	395,900	<u>440,600</u>		
97	309,200	397,300	<u>440,800</u>		
98	310,000	398,300	<u>441,100</u>		
99	310,800	399,300	<u>441,400</u>		
100	311,500	400,300	<u>441,600</u>		
101	312,300	401,200	<u>441,800</u>		
102	313,200	402,200	<u>442,100</u>		
103	314,100	403,300	<u>442,400</u>		
104	314,900	404,400	<u>442,600</u>		
105	315,500	405,100	<u>442,800</u>		
106	316,300	406,000			
107	317,100	406,900			
108	317,900	407,800			
109	318,600	408,600			
110	319,000	409,400			
111	319,400	410,200			
112	319,900	411,000			

別記第4 教育職本給表（二）

（単位：円）

職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
113	320,400	411,600			
114	320,800	412,300			
115	321,300	413,000			
116	321,700	413,700			
117	322,200	414,300			
118	322,700	414,800			
119	323,100	415,200			
120	323,600	415,500			
121	324,100	415,800			
122	324,500	416,100			
123	325,000	416,400			
124	325,500	416,600			
125	326,100	416,800			
126	326,400	417,100			
127	326,700	417,400			
128	327,000	417,600			
129	327,200	417,800			
130	327,500	418,100			
131	327,800	418,400			
132	328,000	418,600			
133	328,200	418,800			
134	328,400	419,100			
135	328,600	419,400			
136	328,900	419,600			
137	329,200	419,800			
138	329,400	420,100			
139	329,700	420,400			
140	330,000	420,600			
141	330,200	420,800			
142	330,400	421,100			
143	330,700	421,400			
144	330,900	421,600			
145	331,200	421,800			
146	331,400				
147	331,700				
148	332,000				
149	332,200				
150	332,400				
151	332,700				
152	333,000				
153	333,200				

この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の本給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別記第6 医療職本給表（一）

（単位：円）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300		
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600		
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900		
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200		
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400		
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700		
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000		
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300		
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500		
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800		
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100		
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400		
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600		
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000			
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700			
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300			

別記第6 医療職本給表（一）

（単位：円）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700			
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200			
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800			
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400			
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800			
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300			
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800			
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300			
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900			
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400			
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000			
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600			
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100			
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600			
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100			
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600			
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900			
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400			
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800			
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200			
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600			
78	254,800	291,900	328,600	349,900				
79	255,100	292,200	329,000	350,100				
80	255,300	292,500	329,500	350,400				
81	255,500	292,800	330,000	350,900				
82	255,800	293,100	330,400	351,200				
83	256,100	293,400	330,600	351,500				
84	256,300	293,700	330,900	351,800				
85	256,500	293,900	331,300	352,200				
86		294,100	331,700	352,500				
87		294,300	332,000	352,800				
88		294,500	332,300	353,100				
89		294,900	332,600	353,500				
90		295,100	332,800	353,800				
91		295,300	333,200	354,100				
92		295,500	333,500	354,400				
93		295,900	333,700	354,700				
94		296,100	334,000	355,100				
95		296,300	334,300	355,500				
96		296,600	334,600	355,900				
97		296,900	334,800	356,400				
98		297,100	335,100	356,800				
99		297,300	335,400	357,200				
100		297,600	335,600	357,600				
101		297,900	335,800	358,100				
102		298,100	336,000					
103		298,300	336,400					
104		298,600	336,600					
105		298,900	336,800					
106			337,200					
107			337,600					
108			338,000					
109			338,200					

別記第7 医療職本給表（二）

（単位：円）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800		

別記第7 医療職本給表（二）

（単位：円）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500		
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100		
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700		
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300		
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000		
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600		
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300		
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500		
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000		
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500		
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900		
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200		
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600		
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100		
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500		
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900		
86	286,100	312,900	350,700	369,600			
87	286,600	313,900	351,500	370,200			
88	287,100	314,900	352,300	370,700			
89	287,600	315,800	352,900	371,000			
90	288,100	316,900	353,500	371,500			
91	288,600	317,900	354,100	371,900			
92	289,100	318,900	354,700	372,200			
93	289,600	319,700	355,100	372,800			
94	290,200	320,400	355,500	373,300			
95	290,800	321,100	356,000	373,800			
96	291,400	321,700	356,400	374,300			
97	292,000	322,200	356,900	374,900			
98	292,500	322,500	357,300	375,400			
99	293,000	323,100	357,800	375,900			
100	293,500	323,700	358,200	376,300			
101	294,000	324,100	358,500	376,900			
102	294,500	324,700	359,000	377,400			
103	295,000	325,300	359,400	377,900			
104	295,400	325,800	359,700	378,400			
105	295,800	326,200	360,100	379,000			
106	296,300	326,700	360,600	379,400			
107	296,800	327,200	361,100	379,900			
108	297,100	327,700	361,600	380,400			
109	297,300	328,100	362,100	381,000			
110	297,600	328,500	362,600				
111	297,800	328,800	363,100				
112	298,100	329,100	363,500				
113	298,400	329,400	363,900				
114	298,600	329,800	364,300				
115	298,900	330,100	364,800				
116	299,100	330,400	365,300				

別記第7 医療職本給表（二）

（単位：円）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
117	299,400	330,600	365,700				
118	299,700	330,900	366,200				
119	300,000	331,200	366,700				
120	300,300	331,400	367,200				
121	300,600	331,600	367,500				
122	301,000	331,900					
123	301,300	332,200					
124	301,600	332,500					
125	301,800	332,700					
126	302,000	333,000					
127	302,300	333,400					
128	302,700	333,600					
129	302,900	333,800					
130	303,200	334,000					
131	303,600	334,400					
132	304,000	334,600					
133	304,200	334,900					
134	304,500	335,300					
135	304,800	335,700					
136	305,100	336,100					
137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						